

証券総合取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の取引および国債、地方債、政府保証債の取引（以下、国債、地方債、政府保証債を総称して「公共債」といい、投資信託と公共債を総称して「証券」または「有価証券」といい、これらの取引を総称して「証券総合取引」といいます。）について、お客様と株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この約款に別段の定めがないときには、「証券振替決済口座管理規定」「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「投資信託定時定額買付規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」によるものとします。

(総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる規定に係る取引をいつでもこの約款および各規定で定めるところにより、ご利用いただけます。

- ①証券振替決済口座管理規定
- ②投資信託自動けいぞく（累積）投資規定
- ③投資信託定時定額買付規定
- ④証券特定口座規定
- ⑤非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

(申込方法等)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを当行本・支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、証券総合取引を申し込むものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。

2 前項の申込書に押印する印鑑を、証券総合取引に係るお届出の印鑑とします。お届出の印鑑は、次条に定める指定預金口座のお届出の印鑑と同一の印鑑としていただきます。

3 お客様は、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。

4 お申込の際は、当行の定める本人確認書類をご提出いただきます。

(個人番号または法人番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、個人番号または法人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の個人番号または法人番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(指定預金口座)

第4条 証券総合取引のお申込みをされる際には、当行がお客様にお支払いする金銭をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめご指定いただきます。

2 指定預金口座は、当行本支店におけるお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。

3 証券総合取引に係る投資信託および公共債の収益分配金や利金・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座にご入金いたします。

4 指定預金口座を変更するときは、当行所定の用紙により届け出てください。

5 当行が、投資信託および公共債の収益分配金や利金・償還金・解約代金・買取代金等をお支払いする場合、指定預金口座にご入金するときは、支払通知書又は取引報告書等に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。

(買付の申込み)

第5条 有価証券の買付の申込みを行う場合は、当行の所定の手続きにより行うものとし、代金については申込み時にお支払いいただく前払方式とします。なお、申込み時に受領した金銭に対しては付利しません。

2 当行は、上記によって買い付けられた有価証券を、別に定める証券振替決済口座管理規定に基づきお預かりいたします。

(換金の申込み)

第6条 有価証券の換金を申込みの場合には、当行所定の手続きによるものとします。ただし、商品によっては換金ができない（クローズド）期間があるものもあります。

2 換金ができない（クローズド）期間のあるもので、やむを得ない事由により当行が買取を行う場合は、次の各号のいずれかの事由に該当し、当行が承諾した場合に限ります。この場合には、当行が必要と認める書類等をご提出いただくことがあります。

①お客様が死亡したとき

②お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

③お客様が破産宣告を受けたとき

④お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき

⑤その他上記①から④に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

3 換金した代金は、各商品ごとに定められた受渡日に、所定の費用と税金等を差し引き、指定預金口座に入金させていただきます。

(取引残高報告書等)

第7条 取引残高報告書等の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書等に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書等の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承認いただけたものとして取り扱わせていただきます。

2 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着した

は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(免責事項)

第8条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①次条第1項による届出の前に生じた損害
- ②当行所定の書類等を使用された印影を、お届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当行所定の書類等を使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、有価証券の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥証券振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦当行が金銭を指定預金口座へご入金した後に生じた損害
- ⑧電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(届出事項の変更手続き)

第9条 お届出の印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、住所、個人番号または法人番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出または個人番号カード等をご提示願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きが完了した後でなければ有価証券の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所、個人番号または法人番号等をもってお届出の印鑑、氏名または名称、住所、個人番号または法人番号等とします。

(成年後見人等の届出)

第10条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な記載事項を書面によって当行に届け出てください。

3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

4 お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、

同様に届け出てください。

- 5 前四項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出てください。
- 6 前五項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 11 条 この約款に定める証券総合取引は、次条第 2 項第 1 号、第 2 号イからチおよび第 3 号イからホのいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第 2 項第 1 号、第 2 号イからチおよび第 3 号イからホのひとつにでも該当する場合には、当行は証券総合取引の開始をお断りするものとします。

(解約等)

第 12 条 証券総合取引は、次の場合に解約されます。

- ①お客様から証券総合取引の解約のお申出があった場合
- ②お客様が、この約款の規定に違反したとき
- ③お客様がこの約款の変更に同意されないとき
- ④証券振替決済口座におけるお客様の有価証券の残高が一定期間以上ないとき
- ⑤やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号のひとつにでも該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引を解約することができるものとします。

- ①お客様が口座開設申込時および取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客様または代理人の方が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ 暴力団

ロ 暴力団員

ハ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団準構成員

ホ 暴力団関係企業

へ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ト その他前各号に準ずる者

チ 次のいずれかに該当する集団・個人

- a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

(個人情報等の取扱い)

第 13 条 当行は、法令により認められた業務の遂行のみを目的として、個人情報等を取り扱うことといたします。また、個人情報等を取り扱うにあたっては、特定した利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報等の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

2 個人情報等の保護に関する米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/ 名称、住所/ 所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報 (米国納税者番号等) を開示することについてお客様が同意していただいたものとして取り扱います。

①米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織

②米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人
またはその他の組織

③FATCAの枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法第 1471 条および第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第 14 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 15 条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和 2 年 4 月

証券振替決済口座管理規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（以下「有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 この規定に別段の定めがないときは、「証券総合取引約款」等の定めるところにより取り扱うものとします。

3 この規定に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債については日本銀行、一般債、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお、一般債とは、当行が取扱う債券のうち、国債以外のものをいいます。

4 また、一般債、投資信託の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(証券振替決済口座)

第2条 証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別および内訳区分、一般債、投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載または記録いたします。

(証券振替決済口座の開設)

第3条 証券振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から証券振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく証券振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 証券振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および振替機関が講ずる必要な措置並びに日本銀行の国債振替決済業務規程並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき承諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様からのお申出または当行から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 当行所定の申込書に押印された印影および記載された住所、氏名または名称、個人番号または法人番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、個人番号または法人番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
 - ③国債の償還期日または利子支払期日において振替を行うもの
 - ④一般債の償還期日または利子支払期日において振替を行うもの
 - ⑤一般債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
 - ⑥投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑦投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑧投資信託の償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑨投資信託の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
- イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
- ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
- ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ホ 償還日
- ヘ 償還日の翌営業日
- ⑩振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、当行が定める所定の期日までに次に掲げる事項を当行所定の依頼書にご記入の上、お届出の印鑑により記名押印してご提出ください。

- ①当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき有価証券の銘柄および金額または数量
- ②国債においては、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、

一般債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③振替先口座およびその直近上位機関の名称

④振替先口座において、国債については増加の記載または記録がされるべき種別および内訳区分、一般債および投資信託については、お客様の証券振替決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤振替を行う日

3 前項第1号の金額または数量は、国債においてはその最低額面金額の整数倍、一般債においては各社債等の金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の証券振替決済口座」として提示してください。

5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまずに有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当行は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申出を受け付けないことがあります。また、当行で、有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。質権の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われなかったことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の有価証券について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

（みなし抹消申請または抹消申請の委任）

第9条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券が償還またはお客様の請求により解約もしくは当行に買取りを請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、一般債および投資信託においては当該有価証券について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとして、当該委任に基づき、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、換金代金および収益分配金並びに利金の代理受領等)

第 10 条 証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)、換金代金および収益分配金並びに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

①振替国債においては日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。

②一般債においては、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)がお客様に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)からお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。

③投資信託においては、当該投資信託の受託銀行から当行がお客様に代わってこれを受領し、お客様の指定預金口座にご入金します。

(お客様への連絡事項)

第 11 条 当行は、有価証券について、次の事項をお客様にご通知します。

①償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

②残高照合のための報告

③お客様に対して振替機関から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審な点があるときは、速やかに当行の管理部門に直接ご連絡ください。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い、またはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項について同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(口座管理料)

第 12 条 当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の場合、買取代金または解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、国債または一般債の償還金、利金または買取代金等、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第 13 条 振替機関、野村信託銀行株式会社または資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

①有価証券の振替手続きを行った際、振替機関、野村信託銀行株式会社または資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、買取代金または解約金等、収益の分配金および利金の支払いをする義務

②その他、振替機関、野村信託銀行株式会社または資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(振替機関において取り扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 14 条 当行は、振替機関において取り扱う有価証券のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

2 当行は、当行における有価証券の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 15 条 この証券振替決済口座は証券総合取引約款第 12 条第 2 項第 1 号、第 2 号のイからチおよび第 3 号のイからホのいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、ひとつにでも該当する場合には、当行はこの証券振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第 16 条 契約は、証券総合取引約款第 12 条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行うことができない場合は、当該有価証券を換金し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当行からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

①お客様から契約の解約のお申出があった場合

②お客様が手数料を支払わないとき

2 前項による有価証券の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ってください。この場合、第 12 条第 2 項に基づく買取代金、解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払ってください。

(換金時の取扱い)

第 17 条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている有価証券を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金を行った上、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 証券総合取引約款第 9 条による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により有価証券の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 前条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(合意管轄)

第 20 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和 2 年 4 月

投資信託自動けいぞく（累積）投資規定

(約款の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取り決めです。この規定に別段の定めがないときには、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「投資信託定時定額買付規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」によるものとします。

(定義)

第2条 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引落した金銭または証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

(包括累積投資取引の申込方法)

第3条 お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを当行にご提出いただくことによって累積投資取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

(個別累積投資取引の申込方法)

第4条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、記名押印し、当行にご提出いただくことによって申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2 累積投資取引のうち投資信託定時定額買付サービスの申込方法等については「投資信託定時定額買付規定」によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとします。

(買付の時期および価額)

第5条 当行は、お客様からこの約款に基づく、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、証券総合取引約款その他の規定等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。

2 前項の買付価額は、原則として当該買付約定日の基準価額に所定の手数料および消費税を加えた額とします。

3 買付けされた投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日か

らお客様に帰属するものとします。

(振替口座簿への記載または記録による管理)

第6条 この契約によって買付けされた投資信託は、証券振替決済口座管理規定の定めに従い、証券振替決済口座への記載または記録により管理します。

(収益分配金の再投資)

第7条 前条により証券振替決済口座に記載または記録された投資信託にかかる収益分配金は、お客様に代わって当行が受領の上、お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額から所定の税金等を差引いた後、対象となる投資信託にかかる目論見書の定めに従い、当該投資信託の買付けを行います。なおこの場合、買付けの手数料は無料とします。

(最低換金単位)

第8条 累積投資取引による投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

(換金方法、時期および価額)

第9条 当行は、お客様から換金の申込みを受けたときは、証券総合取引約款その他の規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

2 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に記載された価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差引いた金銭を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座にご入金します。

3 クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中の上記第1項および第2項の適用については、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り行うものとします。

- ①お客様が死亡したとき
- ②お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ③お客様が破産宣告を受けたとき
- ④お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

(累積投資取引の解約)

第10条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ①お客様から累積投資取引の解約のお申出があった場合
- ②証券総合取引約款に関する契約が解約されたとき
- ③当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき

④累積投資取引による投資信託が償還されたとき

⑤お客様がこの規定の変更に同意されないとき

⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 払込金が引続き1年を超えて払い込まれなかった場合は、当行は本契約を解約することができるものとします。ただし、前回買付の日から1年以内に証券振替決済口座にて管理中の投資信託の収益分配金または償還金によって指定された投資信託の買付けができる場合は、その限りではありません。

3 この契約が解約されたときには、当行はお申出のときにおける累積投資口座で管理中の残金を指定預金口座にご入金するとともに、累積投資取引による投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

(免責事項)

第11条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

①証券総合取引約款第9条による届出事項の変更前に生じた損害

②使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく投資信託の換金代金を指定口座にご入金した場合の損害

③印影がお届出の印鑑と相違するためにこの契約に基づく投資信託換金代金を指定口座にご入金しなかった場合の損害

④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、累積投資取引に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合または第9条等による換金代金等の指定預金口座へのご入金が遅延した場合に生じた損害

⑥証券振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

⑦当行が金銭を指定預金口座へご入金した後に生じた損害

⑧電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(合意管轄)

第12条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第13条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

令和2年4月

投資信託定時定額買付規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）との間の第2条に規定する投資信託定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「証券特定口座規定」「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款（以下「当該約款」といいます。）」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。なお、お客様が当該約款の規定に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

(投資信託定時定額買付サービス)

第2条 本サービスは、毎月、あらかじめ定められた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定いただいた投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に買い付けするものです。

2 本サービスにおいて当行が取り扱う投資信託の銘柄については、当行が別途定める銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたてNISAで買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。

3 お客様は、対象銘柄の中から買付けを希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を指定し、買付けの申込みを行うものとします。

(申込方法)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、証券総合取引約款第3条により届出されたお届けの印鑑により記名押印し、これを当行取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用することができます。

2 お申込みにあたっては、投資信託自動けいぞく（累積）投資契約を締結して、累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに累積投資口座が開設済みであるときはこの限りではありません。

(払込方法)

第4条 お客様は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1指定銘柄につき1回、あらかじめお客様が申し出た一定額の金銭（以下「振替金額」といいます。）を当行所定の日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は、当該月においては翌銀行営業日とします。以下、当行所定の日を「振替日」といいます。）に指定預金口座からの振替により払込みを行うものとします。お客様が2銘柄以上を指定銘柄とされる場合においては、各銘柄の振替金額の合計額を、振替日に払い込むものとします。

2 前項の振替は普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、小切手または預金払戻請求書および通帳等の提出を受けることなく指定預金口座から当行所定の方法で引落すものとします。なお、総合口座貸越、カードローン、当

座貸越を利用した引落しは行いません。

3 振替金額は、1 指定銘柄につき 5 千円以上 1 円単位の金額とします。ただし、お客様がつみたて N I S A での買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、第 5 条第 3 項に規定する買付けの手数料や消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたて N I S A で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が 40 万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。

4 年間 2 回まで、指定買付金額を増額して、引落口座から引落し、指定銘柄の買付けを行うことができます。ただし、お客様がつみたて N I S A での買付けをする場合には、つみたて N I S A で買付しようとする全銘柄についての前項の振替金額と本項の増額金額（第 5 条第 3 項に規定する買付けの手数料や消費税を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が 40 万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。

5 第 1 項の指定預金口座については、証券総合取引約款第 4 条で指定する指定預金口座と同一の口座に限るものとします。

6 振替日において、指定預金口座の支払可能残高が振替金額に満たない場合は、お客様に通知することなく、その月の振替および指定銘柄の買付けを行いません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。また、買付けを行わなかった分については、次回振替日以降も振替および買付けは行いません。

7 複数の指定銘柄を選択されているお客様の指定預金口座の支払可能残高が振替日に各指定銘柄の振替金額の合計額に満たない場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引落しさせていただきます。なお、この場合、当行はお客様に対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客様に生じたとしても、当行は責任を負いません。

8 振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

（買付時期および価額等）

第 5 条 当行は、お客様からの振替金額の受入れをもって、毎月の振替日に指定銘柄の買付けの申込があったものとします。

2 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書に定める価額とします。

3 第 1 項の指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。

4 第 2 項の規定にかかわらず、市場の休場等により当該指定銘柄の投資信託委託会社（以下「委託会社」といいます。）が買付けの申込みの受け付けを中止または取り消した場合には、翌営業日以降最初に買付けの申込みが可能な日に、買付けの申込みを行います。

（申込内容の変更等）

第 6 条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名およびお届出印を捺印し、これを当行に申込内容の変更等を希望する月の振替日の 6 営業日前までにご提出していただくことにより、申込内容の変更等を行うこ

とができます。

(投資信託の振替および収益分配金の再投資)

第7条 投資信託の振替および収益分配金の再投資は、それぞれ証券振替決済口座管理規定および投資信託自動引き落とし(累積)投資規定に基づき行うものとします。

(取引および残高の通知)

第8条 当行は、本サービスに基づく取引の明細、各指定銘柄の買付預り金および残高の通知につきましては、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に送付することによって通知します。

2 前項の規定により、お客様に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

(対象銘柄の除外)

第9条 対象銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を対象銘柄から除外することができるものとします。

- ①当該対象銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- ②その他当行がやむを得ない事情により必要と認める場合

(本サービスの停止)

第10条 当行は、次にあげる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ①委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合
- ②委託会社の登録取消、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
- ③災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- ④その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

(本サービスの解約)

第11条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、解約されるものとします。

- ①お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出られた場合
 - ②お客様が累積投資口座を解約された場合
 - ③当行が本サービスを営むことができなくなった場合
 - ④当行が本サービスの解約を申し出た場合
 - ⑤第9条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
 - ⑥一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合
- 2 前項に定める場合のほか、お客様が当該約款の規定に基づき、つみたてNISAで本サービスを利用される場

合において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。

なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなる場合がありますが、その場合、当行は裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取扱うことができることとします。

- ① お客様が当該約款第9条の2の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日
- ② お客様が当該約款第8条の2の規定により累積投資勘定が廃止される場合 累積投資勘定が廃止される日
- ③ 当該約款第11条の規定に基づき、非課税累積投資契約が解除され、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日

（免責事項）

第12条 申込書に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合には、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

（合意管轄）

第13条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（規定の変更）

第14条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあり、かかる改定が行われた場合は、本サービスの取扱いは改定後の規定に従うものとします。なお、**規定**の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

令和2年4月

証券特定口座規定

（本規定の趣旨）

第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託（以下、「保管の委託等」といいます。）がされる上場株式等をいいます。なお、この規定において「上

場株式等」とは法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債、政府保証債および投資信託をいいます。以下同じ。) の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、株式会社福岡中央銀行 (以下「当行」といいます。) において開設される特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。また、国債、地方債、政府保証債を総称して、以下「公共債」といいます。

2 前項のほか、お客様が法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座 (源泉徴収選択口座に限ります。) における上場株式等の配当等 (法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公社債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。) の受領について、同条第 4 項第 1 号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。

3 お客様と当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「証券総合取引約款」等の定めるところにより取り扱うものとします。

(特定口座の申込方法)

第 2 条 お客様が、当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、当行所定の特定口座開設届出書 (法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定されるものをいいます。以下同じ。) に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを公共債および投資信託受益権 (以下「有価証券」といいます。) の取扱いをしている当行取扱店に提出していただきます。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カード等その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号等について確認をさせていただきます。

2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に有価証券に係る証券振替決済口座を開設いただくことが必要です。

3 お客様は当行で 1 口座に限り特定口座を開設できるものとします。

4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書 (法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。) を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに特にお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して、次条第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨のお申出をすることはできません。

6 この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

7 特定口座に係るお届出の印鑑は、証券総合取引約款第 3 条により届出されたお届出の印鑑と同一の印鑑に限り

ます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、源泉徴収選択口座内におけるその年の最初の譲渡および源泉徴収選択口座内に受け入れる上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の10の

13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。

2 お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、お客様が特定口座廃止届出書(施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出する場合を除き、源泉徴収選択口座内におけるその年の最初の譲渡および源泉徴収選択口座内に受け入れる上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の方法で取り扱います。

2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)については、上場株式等(国内公募非上場株式投資信託に限ります。)の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

(所得金額等の計算)

第7条 特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係法令の定めに基づいて行います。

(源泉徴収・還付の方法)

第8条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収および特別徴収・還付を行います。

2 源泉徴収・特別徴収および還付は証券振替決済口座に係る指定預金口座からの引き落とし・入金により行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、証券振替決済口座の指定預金口座へ入金します。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第9条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみを受け入れます。

①特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付の委託により取得した、または当行から取得した法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等のうち当行が取り扱う国内公募非上場投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。

②当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）。

③お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）の当行に開設していた特定口座で受け入れられていた投資信託もしくは公共債、または当該被相続人等が当行に開設していた非課税口座で受け入れられていた国内公募非上場株式投資信託、または当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、特定口座に移管される方法（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）で特定口座に受け入れるもの。

④お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。

⑤お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で受け入れられていた国内公募非上場株式投資信託で、所定の方法により当該非課税口座または当該未成年者口座から、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する

場合を除きます。)

⑥特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

⑦特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含まず。）に限り。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

⑧前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等

（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

第 10 条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金および公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税および住民税を徴収するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託および公共債に係るものに限り。）のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第 11 条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

第 12 条 お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令第 25 条の 10 の 2 第 9 項第 1 号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

第 13 条 当行は、第 9 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第 2 号に規定する、当行以外の金融商品取引業者等の特定口座内保管上場株式等の当行の特定口座への移管は、施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項および第 11 項の定めるところにより行います。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第 14 条 当行は、第 9 条第 3 号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の移管による受入れは、施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号および第 4 号、同条第 15 項から第 17 項の定めるところにより行います。その際、お客様には当行に対して相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第 15 条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付します。なお、年間を通じて取引等（譲渡および配当等の受入れ）のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付は行わないこととします。ただし、お客様から請求のあった場合には交付します。また、第 17 条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

2 お客様が特定口座源泉徴収選択届出書により源泉徴収を選択されているかどうかにかかわらず、当行は特定口座年間取引報告書を所轄の税務署に提出します。

(届出事項の変更)

第 16 条 特定口座開設届出書の提出後にお届出の印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第 25 条の 10 の 4 に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行にお届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カード等その他一定の書類を提示いただき、ご確認させていただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

(特定口座の廃止)

第 17 条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

①お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書のご提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等でご提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

②特定口座開設者死亡届出書（施行令第 25 条の 10 の 8 に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。

③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。

④証券振替決済口座が解約されたとき。

⑤お客様がこの規定の変更不同意されたとき。

⑥法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当行がお客様に対し、解約を申し出たとき。

⑦その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第 3 条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

(法令・諸規則等の適用)

第 18 条 この規定に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 19 条 お客様が第 16 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 20 条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

令和 2 年 4 月

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

(約款の趣旨)

- 第 1 条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号および第 4 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 お客様が当行で、この規定に基づき、法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」を締結いただくことが必要です。
- 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある

場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。この規定と、当行の「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この規定が優先するものとします。

（非課税口座開設届出書等の提出等）

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行の定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税口座簡易開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以

下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

6 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7 当行又は他の証券会社若しくは金融機関に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「非課税口座簡易開設届出書」を当行又は他の証券会社若しくは金融機関に提出することはできません。

8 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」を当行又は他の証券会社若しくは金融機関に提出したお客さまは、「非課税口座簡易開設届出書」を当行又は他の証券会社若しくは金融機関に提出することはできません。

9 お客さまが第1項の規定により当行に提出された「非課税口座簡易開設届出書」が前二項の規定により当行に提出することができない場合に該当することが、租税特別措置法第37条の14第12項第2号に規定する、所轄税務署長からの当該事項の提供その他等により判明した場合には、第1条の規定によりお客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された、非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年(非課税管理勘定が

設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された、累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項に規定する上場株式等

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約を

います。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り)のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

2 前項に基づき、累積投資勘定に受け入れるつみたてNISAに係る証券投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14又は施行令第25条の13第14項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

（非課税管理勘定終了時の取扱い）

第 8 条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様から当行に対して第 5 条第 1 項第 2 号の移管行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
- ② お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第二号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

（累積投資勘定終了時の取扱い）

第 8 条の 2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

第 9 条 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設

届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第9条の2 お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月15日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります(ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません)。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。

(非課税口座取引である旨の明示)

第10条 お客様が当該各年の「非課税管理勘定」または「累積投資勘定」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)内に、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際または累積投資契約を締結する際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座

による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま。

2 非課税累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

3 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(契約の解除)

第11条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日

③ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日。

なお、お客様の相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当行は「非課税口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客様の非課税口座でお預りする上場株式等を非課税口座から課税口座へ移管することができるものとします。

⑤ お客様がこの約款の変更不同意されるとき

(届出事項の変更)

第12条 「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に、当行に届出された氏名、住所または個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当行に届け出るものとします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には個人番号カード等および住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

(法令・諸規則等の適用)

第13条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 14 条 お客様が第 12 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 15 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 16 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

令和 2 年 4 月